定例監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第４項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

記

1. 監査対象及び実施期間

|  |  |
| --- | --- |
| 監 査 対 象 | 実 施 期 間 |
| 議会事務局  ・議事調査課    平成28年4月1日から平成28年11月30日までに執行された所掌事務事業について | 平成29年1月4日  ～    平成29年1月26日 |

1. 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也

1. 監査の概要

今回の監査は、監査対象期間において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った｡ 監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した｡ なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、青木紘監査委員は除斥とした。

1. 監査の結果

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。

なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

（1）意見

政務活動費については、高岡市議会において政務活動費の第三者機関のチェック、支出使途の情報公開、使途基準の見直しなどの改善を図ることが検討されているところである。今後はこれらの改善方針に従って、政務活動費が制度の趣旨に基づき適正かつ有効に執行されることを要望する。